

環境活動レポート

2016年度

(活動期間 : 2015年10月~2016年9月)

2016年12月26日発行

2017年 1月11日改訂



本社



柏原営業所



堺営業所



株式会社 丸萬商事

1. 環境方針

株式会社丸萬商事は、産業廃棄物収集運搬及びプラント清掃メンテナンス、生産請負業務等の事業活動を適正に行う事を通じて地域の環境衛生のニーズに応えと共に、廃棄物のリサイクルを促進し、環境保全活動に取り組み、環境に優しい社会の実現に貢献します。

行動方針

株式会社丸萬商事は、事業活動の中で環境目的・目標を設定して取り組み、環境負荷の削減に努めます。

- 1、事業活動全般に伴う環境への負荷を削減するため、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組み、継続的な環境負荷の削減に努めます。
 - ①収集運搬車両と営業車両の燃料使用量を削減し、排気ガスの抑制。
 - ②事業活動全体の電気使用量の削減。
上記①②の活動を通じて、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
 - ③一般廃棄物の削減。
 - ・ 一般廃棄物の適正処理及びリサイクル(再生利用)推進。
 - ・ 事業活動でのリユース(再使用)の推進。
 - ④水資源の節水。
 - ⑤業務上の購入品と調達品については、グリーン購入やグリーン調達を推進します。
 - ⑥環境コンサルタント業務の促進。
- 2、産業廃棄物収集運搬及びプラント清掃メンテナンス業等に係わる環境関連法規・条例及びその他の要求事項を遵守します。
- 3、環境マネジメントシステムの継続的改善に努めます。
- 4、この環境方針は、社員全員に周知すると共に、社外にも公表します。

制定日 平成19年 9月 25日
改定日 平成24年 10月 28日

株式会社 丸萬商事

代表取締役 安本 悠起子

2. 事業所の概要

(1) 事業所名及び代表者名
株式会社 丸萬商事 代表取締役 安本 悠起子

(2) 設立年月日
昭和48年12月5日 (創業 昭和36年5月)

(3) 資本金 5,000万円

(4) 所在地(認証・登録対象組織・サイトは全社)

・本社
大阪府松原市三宅西一丁目345番地の7
TEL 072-336-2068 FAX 072-336-4591

・対象事務所: 下記3ヶ所

① 柏原営業所
大阪府柏原市国分東条町3273 (株)ジェイテクト国分工場内
TEL 072-977-5882 FAX 072-977-5883

② 堺営業所
大阪府堺市西区築港新町三丁目1番地 宇部興産堺工場内
TEL 072-280-6886 FAX 072-280-6888

③ 堺東営業所
大阪府堺市堺区市之町東5丁目2-11 堺グリーンプラザ303号室
TEL 072-228-1201 FAX 072-228-1220

(5) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者 専務取締役 安本 晃 TEL:072-280-6886
担当者 安全衛生部課長 星山 仁志 TEL:072-977-5882

(6) 事業の内容(認証・登録の全活動範囲)

- ・産業廃棄物収集運搬
- ・プラント清掃メンテナンス
- ・生産請負業務
- ・廃棄物処理にかかわるコンサルタント業務
- ・前記各項の付帯する一切の業務

(7) 事業年度 10月～9月

3. 事業の規模

	2014年度	2015年度	2016年度
(1) 売上高	608 百万円	758 百万円	575 百万円
(2) 収集運搬量(汚泥・廃プラスチック類 その他)	13,540 t	14,004 t	12,446 t

(3) 従業員 41 人 (認証・登録適用内従業員数25人)(常駐先従業員数:16人)(2016年9月30日現在)
尚、認証・登録範囲外の従業員は常駐している客先のEMSの管理下で活動している。

(4) 延べ床面積 335.17 m²
(本社165.8m²・柏原営業所61.27m²・堺営業所45.36m²・堺東営業所62.74m²)

(5)保有車両・機材



1. 25トントラック 1台



1. 5トントラック 1台



4トンコンテナ車 1台



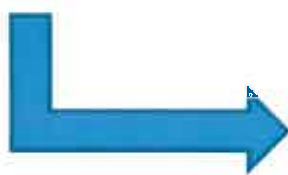
10トンコンテナ車 2台



コンテナ搭載時
7トンコンテナ車 3台



ブロー装置搭載時



高圧JET洗浄装置搭載時



4トンドンプ車 1台



10トンドンプ車 1台



2トンバキューム車 1台



7トンブロー-1台



10トンブロー車1台



13KLステンレスタンクローリー 1台



12トンブロー車 2台



計量装置付き



計量装置付7トンパッカー車 2台



計量装置本体



携帯端末機



計量伝票



後部積載重量
デジタル表示

※国内初マニフェスト対応
計量票即時発行システム

※弊社の自動計量パッカー車による産業廃棄物収集運搬システムにより、産廃排出事業者が、1)収集運搬コストの削減2)産廃の保管スペースと分別スペースの確保 3)防火・防災管理の強化 4)食品工場での防虫・防臭等の衛生管理向上 4)産廃発生量の目標管理向上 以上のメリットが図れる。



2.5トンフォークショベル 1台



2トンフォークリフト(標準型、回転型) 3台

(6)産業廃棄物収集運搬許可番号

※積替保管場所無し

	区分	許可番号	許可年月日	有効年月日	備考
大阪府	産業廃棄物	第 02700004771号	昭和49年 7月 2日	平成35年 4月 27日	優良
	特別管理産業廃棄物	第 02750004771号	平成 5年 7月 1日	平成34年 6月 30日	優良
奈良県	産業廃棄物	第 02900004771号	平成 7年 6月 5日	平成29年 6月 4日	優良
三重県	産業廃棄物	第 02400004771号	平成13年 2月 19日	平成30年 2月 18日	優良
	特別管理産業廃棄物	第 02450004771号	平成23年 7月 20日	平成35年 7月 19日	優良
滋賀県	産業廃棄物	第 02501004771号	平成22年 6月 25日	平成34年 6月 24日	優良
兵庫県	産業廃棄物	第 02804004771号	平成16年 2月 2日	平成35年 2月 1日	優良
	特別管理産業廃棄物	第 02854004771号	平成21年 6月 1日	平成33年 5月 31日	優良
京都府	産業廃棄物	第 02600004771号	平成19年12月 18日	平成31年12月 17日	優良
	特別管理産業廃棄物	第 02650004771号	平成18年10月 23日	平成35年10月 22日	優良
和歌山県	産業廃棄物	第 03000004771号	平成22年 8月 23日	平成34年 8月 22日	優良
岡山県	産業廃棄物	第 3308004771号	平成21年 3月 16日	平成33年 3月 15日	優良
	特別管理産業廃棄物	第 03350004771号	平成22年10月 29日	平成34年10月 28日	優良
徳島県	産業廃棄物	第 3600004771号	平成24年 4月 27日	平成29年 4月 26日	
	特別管理産業廃棄物	第 3650004771号	平成24年 4月 27日	平成29年 4月 26日	
福岡県	特別管理産業廃棄物	第 04050004771号	平成24年12月 20日	平成29年12月 19日	
山口県	産業廃棄物	第 03500004771号	平成26年 3月 7日	平成31年 3月 6日	
	特別管理産業廃棄物	第 03550004771号	平成26年 3月 7日	平成31年 3月 6日	
愛媛県	産業廃棄物	第 3806004771号	平成26年 3月 24日	平成31年 3月 23日	

※今年度(2016年度)は三重県の特別管理産業廃棄物で優良認定を受けた。

産業廃棄物

府・県名 種類	大阪府	奈良県	三重県	滋賀県	兵庫県	京都府	和歌山県	岡山県	徳島県	山口県	愛媛県
燃え殻	●	●	○					●	●	●	●
汚泥	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
廃油	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
廃酸	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●
廃アルカリ	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●
廃プラスチック	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
紙くず	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●
木くず	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●
動植物性残さ	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●
ゴムくず	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●
金属くず	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ガラスくず	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
銹さい	●	●	○		●					●	●
がれき類	●	●	○	●	●	●	●		●	●	●
ばいじん	●	●	○		●			●	●	●	●
石綿含有産業廃棄物を含む	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●

※今年度(2016年度)、三重県で産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請中。

特別管理産業廃棄物

府・県名 種類	大阪府	三重県	兵庫県	京都府	岡山県	徳島県	福岡県	山口県
燃え殻		●			●		●	●
汚泥	●	●	●		●	●	●	●
廃油	●	●	●		●	●	●	●
廃酸	●	●	●		●	●	●	●
廃アルカリ	●	●	●		●	●	●	●
ばいじん	●		●		●		●	●
廃石綿等	●	●	●	●	●	●	●	●
廃水銀等	●		●					

●:許可取得 ○:許可申請中

※今年度(2016年度)、大阪府と兵庫県で、ばいじんと廃水銀等を追加許可取得。

※産業廃棄物収集運搬料金は、随時見積りいたします。(費用はかかりません。無料で見積り致します)

4. 主な環境負荷の実績

※ 2011, 2012年度の購入電力の二酸化炭素排出係数は、0.378kg-CO₂/KWhを使用している。
 ※ 2013年度から関西電力の2013年度の二酸化炭素排出係数、0.522kg-CO₂/KWhを使用する。

全社	単位	2011年度実績 (基準年度)	2012年度 実績	2013年度 実績	2014年度 実績	2015年度 実績	2016年度 実績
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	207,733	192,803	214,584	321,479	331,647	270,372
二酸化炭素排出量 時間	kg-CO ₂ 時間	1.08	1.07	1.18	1.18	1.17	0.95
一般廃棄物排出量	g/人	1,056	1,024	1,005	1,003	992	989
上水使用量	m ³ /人	0.560	0.498	0.4897	0.4861	0.4868	0.4867

本社	単位	2011年度実績 (基準年度)	2012年度 実績	2013年度 実績	2014年度 実績	2015年度 実績	2016年度 実績
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	14,457	13,010	14,556	14,669	12,059	12,268
一般廃棄物排出量	g/人	1,728	1,693	1,675	1,648	1,640	1,631
上水使用量	m ³ /人	3.656	3.617	3.553	3.520	3.485	3.484

柏原営業所	単位	2011年度実績 (基準年度)	2012年度 実績	2013年度 実績	2014年度 実績	2015年度 実績	2016年度 実績
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	23,713	22,059	23,763	27,079	26,742	25,072
一般廃棄物排出量	g/人	972	943	924	919	918	918
上水使用量	m ³ /人	0.400	0.372	0.366	0.364	0.360	0.357

堺営業所	単位	2011年度実績 (基準年度)	2012年度 実績	2013年度 実績	2014年度 実績	2015年度 実績	2016年度 実績
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	169,563	157,733	176,264	279,731	292,846	233,032
一般廃棄物排出量	g/人	1,200	1,150	1,136	1,123	1,105	1,104
上水使用量	m ³ /人	※1	※1	※1	※1	※1	※1

※一般廃棄物排出量と上水使用量の分母の1人は、1年間の延実労働時間を8時間で割って出した年間労働者数を使っている。

柏原営業所と全社の延実労働時間に休憩室を使用する、常駐先従業員も含まれている。

※2012年度から、営業所別に管理車両を決めガソリン、軽油をサイト別に把握する様に取り組み方法を変更した。
 (本社は、軽油の使用なし)

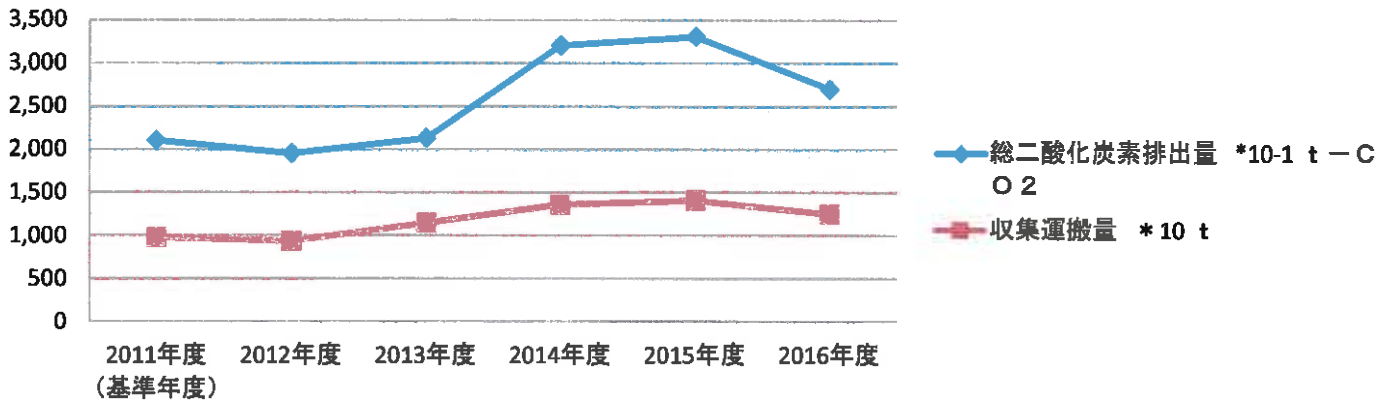
※1 堺営業所の上水使用量は、常駐先から供給を受けており実績把握が困難な為、定性目標を設定して取り組んでいる。(後記の通り、従業員の自己申告による8点法の点数の向上を目標にする)

※堺東営業所独自の環境負荷が定量的に把握できない為、本社の取り組み活動に取り入れている。
 ガソリン由来の二酸化炭素排出量は本社に含まれている。

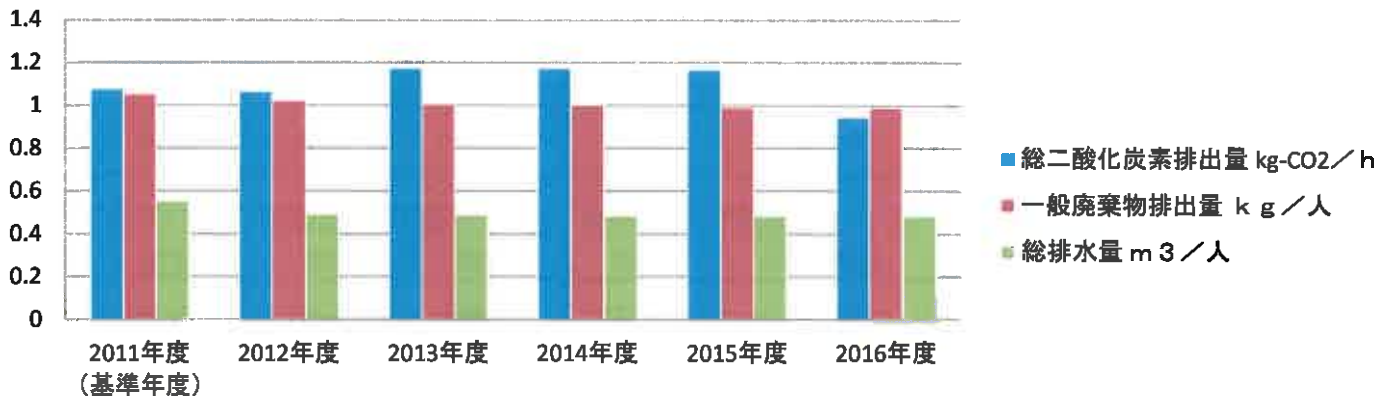
※主な環境負荷の事業所別排出量推移

年度		2011年度 (基準年度)	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
総二酸化炭素排出量 *10 ⁻¹	t-CO ₂	2,111	1,961	2,136	3,206	3,309	2,704
収集運搬量 *10	t	975	933	1,142	1,354	1,400	1,244
総二酸化炭素排出量	kg-CO ₂ /h	1.08	1.07	1.18	1.18	1.17	0.95
一般廃棄物排出量	kg/人	1.056	1.024	1.005	1.003	0.992	0.989
総排水量	m ³ /人	0.560	0.498	0.490	0.486	0.487	0.487

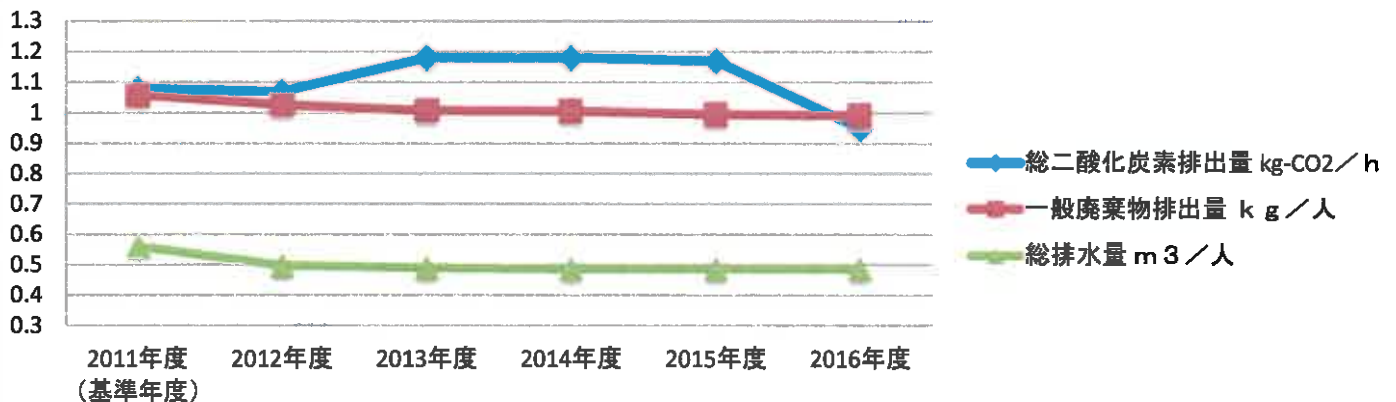
収集運搬量と総二酸化炭素排出量の推移



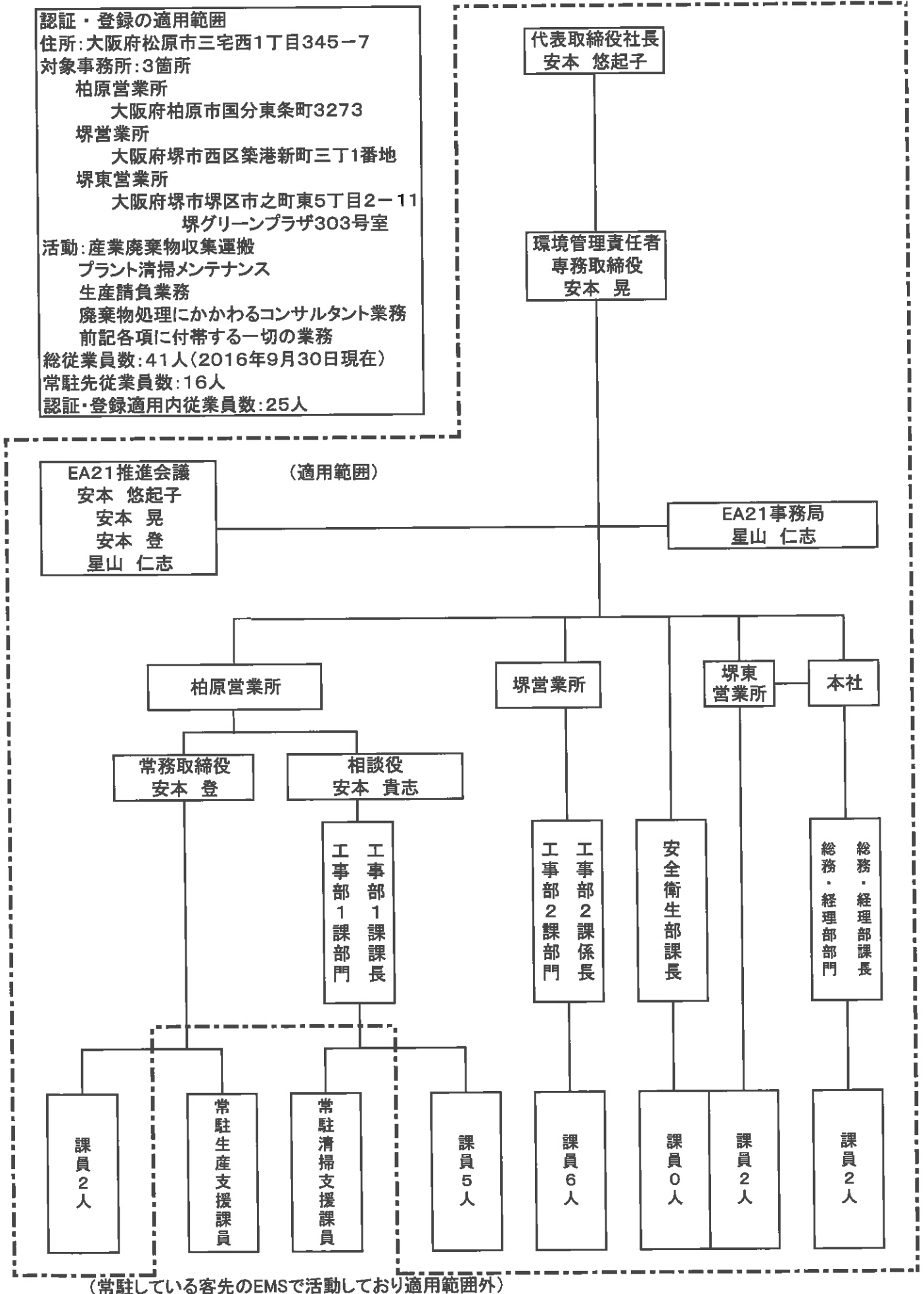
主な環境負荷(原単位)の推移



主な環境負荷(原単位)の推移



5. 実施体制図



6. 環境目標及びその実績

全社						
環境目標	単位	基準年度	2016年度 (2015年10月～2016年9月)		2017年度	2018年度
		数値	目標	実績	目標	目標
総二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂	2014年度 321,479	/		/	/
	kg-CO ₂ 時間	2014年度 1.18	基準年度▲1% 1.17	1.17	2016年度からは、維持管理目標に変更する	
	kg-CO ₂ /人	2011年度 13.15	基準年度▲15% 11.18	11.16	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
ガソリン二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂ 時間	2014年度 5.80	基準年度▲1% 5.75	5.70	2016年度からは、維持管理目標に変更する	
軽油二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂ 時間	2014年度 22.31	基準年度▲2% 21.86	21.80	2017年度からは、維持管理目標に変更する	
一般廃棄物量の 削減	g/人	2011年度 1,056	基準年度▲6% 993	989	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
上水量の削減	m ³ /人	2011年度 0.560	基準年度▲13% 0.487	0.487	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
コンサルタント業務 の促進	件	2011年度 6	8(基準+2)	8	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
グリーン購入	%	2012年度 21.5	基準年度+20% 25.8	26.6	基準年度+25% 26.9	基準年度+30% 28.0

※ ガソリン・軽油に関しては、産業廃棄物収集・運搬1時間当たりの消費軽油量で算出している。(年間の平均)

※ ガソリン・軽油の二酸化炭素排出量削減の基準年度変更は、車両の増加に伴う処置。

※ 総二酸化炭素排出量は、ガスと灯油も含む。

総二酸化炭素排出量は、各サイトで把握が難しいので、全社でのみ取り上げている。

※ 電力二酸化炭素排出量・一般廃棄物排出量・上水使用量の分母の1人は、1年間の延実労働時間を8時間で割って出した年間労働者数を使っている。

柏原営業所と全社の延実労働時間に休憩室を使用する、常駐先従業員も含まれている。

本社						
環境目標	単位	基準年度	2016年度 (2015年10月～2016年9月)		2017年度	2018年度
		数値	目標	実績	目標	目標
電力二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂ /人	2011年度 88.17	基準年度▲7% 81.99	81.21	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
ガソリン二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂	2014年度 5.22	基準年度▲2% 5.12	5.08	2017年度からは、維持管理目標に変更する	
一般廃棄物量の 削減	g/人	2011年度 1,728	基準年度▲5% 1,642	1,631	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
上水量の削減	m ³ /人	2011年度 3.656	基準年度▲4% 3.510	3.484	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
コンサルタント業務 の促進	件	2011年度 6	8(基準+1)	8	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
グリーン購入	%	2012年度 22.5	基準年度+20% 27.0	28.0	基準年度+25% 28.1	基準年度+30% 29.3

※ 本社は、軽油の使用なし。

※ ガソリンの二酸化炭素排出量削減の基準年度変更は、車両の増加に伴う処置。

柏原営業所						
環境目標	単位	基準年度	2016年度 (2015年10月～2016年9月)		2017年度	2018年度
		数値	目標	実績	目標	目標
電力二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂ /人	2011年度 6.98	基準年度▲17% 5.80	5.77	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
ガソリン二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂ 時間	2014年度 6.80	基準年度▲1% 6.73	6.62	2016年度からは、維持管理目標に変更する	
軽油二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂ 時間	2014年度 11.55	基準年度▲2% 11.32	11.29	2016年度からは、維持管理目標に変更する	
一般廃棄物量の 削減	g/人	2011年度 972	基準年度▲5% 923	919	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
上水量の削減	m ³ /人	2011年度 0.400	基準年度▲10% 0.360	0.357	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
グリーン購入	%	2012年度 20.0	基準年度+20% 24.0	24.9	基準年度+25% 25.0	基準年度+30% 26.0

※ ガソリン・軽油の二酸化炭素排出量削減の基準年度変更は、車両の増加に伴う処置。

堺営業所						
環境目標	単位	基準年度	2016年度 (2015年10月～2016年9月)		2017年度	2018年度
		数値	目標	実績	目標	目標
電力二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂ /人	2011年度 12.65	基準年度▲16% 10.62	10.59	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
ガソリン二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂ 時間	2014年度 5.76	基準年度▲1% 5.70	5.62	2016年度からは、維持管理目標に変更する	
軽油二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂ 時間	2014年度 22.31	基準年度▲2% 21.86	21.80	2017年度からは、維持管理目標に変更する	
一般廃棄物量の 削減	g/人	2011年度 1,200	基準年度▲7% 1,116	1,104	2015年度からは、維持管理目標に変更する	
上水量の削減	点 (※2)	/	588点	588点	2016年度からは、維持管理目標に変更する	
グリーン購入	%	2012年度 25.0	基準年度+20% 30.0	30.9	基準年度+25% 31.3	基準年度+30% 32.5

※ ガソリン・軽油の二酸化炭素排出量削減の基準年度変更は、車両の増加に伴う処置。

※2 堺営業所は、上水を常駐先から供給を受けている為、実績把握が困難な為、定性目標を設定して取り組んでいる。

定性目標の点数(自己申告による点数制)

堺営業所は、上水量の削減のみを定性目標で取り組んでいる。

- ・達成手段をよく理解し・100%守れた (8点)
- ・達成手段はよく理解した・75%守れた (7点)
- ・達成手段は理解した・50%守れた (6点)
- ・達成手段は少し理解した・50%守れた (5点)
- ・達成手段は理解した・25%守れた (4点)
- ・達成手段は少し理解した・25%守れた (3点)
- ・達成手段は理解したが・守れなかった (2点)
- ・達成手段は少し理解した・守れなかった (1点)
- ・達成手段を理解できず・守れなかった (0点)

7. 環境活動の取組結果とその評価、次年度の取組内容

2014年10月～2015年9月までの目標とその実績について、その評価を行った。

取り組み計画	単位		基準年度比	評価(結果と今後の方向)	
	達成状況				
電力の削減 ・ 節電運動展開 ・ 不要照明の消灯 ・ 電気製品の空運転防止 ・ 電気製品の省エネ化 ・ 断熱対策 ・ 対流による室温の統一化 ・ 冷暖房の温度の設定 (冷房28℃、暖房20℃) ※関西電力の2013年度の二酸化炭素排出係数、0.522 kg-CO ₂ /KWhを使用	全社	kg-CO ₂ /人		全サイトで年度目標を達成 ※新年度目標達成に向けて、取り組みを継続する	
	目標	11.18	85.0%		
	実績	11.16	84.9%		
	差	0.02	0.1%		
	本社	kg-CO ₂ /人			
	目標	81.99	93.0%		
	実績	81.21	92.1%		
	差	0.78	0.9%		
	柏原営業所	kg-CO ₂ /人			
	目標	5.80	83.1%		
	実績	5.77	82.7%		
	差	0.03	0.4%		
	堺営業所	kg-CO ₂ /人			
目標	10.62	84.0%			
実績	10.59	83.7%			
差	0.03	0.3%			
ガソリン使用量の削減 ・ エコ10ドライブを実施 (特に9項目を重点的に運動を展開する。) ①アイドリングストップ ②急発進、急加速の防止 ③冷暖房の控え目使用 ④暖機運転は適切に ⑤車間距離は余裕をもって ⑥エンジブレーキを積極的 ⑦道路交通情報の活用 ⑧タイヤの空気圧チェック ⑨不要な荷物を降ろす ⑩駐車場所に注意	全社	kg-CO ₂ /時間		全サイトで年度目標達成 ※新年度目標達成に向けて、取り組みを継続する	
	目標	5.75	99.1%		
	実績	5.70	98.3%		
	差	0.05	0.8%		
	本社	kg-CO ₂ /時間			
	目標	5.12	98.0%		
	実績	5.08	97.3%		
	差	0.04	0.7%		
	柏原営業所	kg-CO ₂ /時間			
	目標	6.73	99.0%		
	実績	6.62	97.4%		
	差	0.11	1.6%		
	堺営業所	kg-CO ₂ /時間			
目標	5.70	99.0%			
実績	5.62	97.6%			
差	0.08	1.4%			
軽油使用量の削減 ・ エコ10ドライブを実施 (特に9項目を重点的に運動を展開する。) ①アイドリングストップ ②急発進、急加速の防止 ③冷暖房の控え目使用 ④暖機運転は適切に ⑤車間距離は余裕をもって ⑥エンジブレーキを積極的 ⑦道路交通情報の活用 ⑧タイヤの空気圧チェック ⑨不要な荷物を降ろす ⑩駐車場所に注意	全社	kg-CO ₂ /時間		全サイトで年度目標達成 ※新年度目標達成に向けて、取り組みを継続する	
	目標	21.86	98.0%		
	実績	21.80	97.7%		
	差	0.06	0.3%		
	本社	軽油を使用しない			
	柏原営業所	kg-CO ₂ /時間			
	目標	11.32	98.0%		
	実績	11.29	97.7%		
	差	0.03	0.3%		
	堺営業所	kg-CO ₂ /時間			
	目標	21.86	98.0%		
	実績	21.80	97.7%		
	差	0.06	0.3%		

<p>一般廃棄物量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別の徹底 ・作業道具の再使用 ・ミスコピーの防止 ・裏紙の使用 ・古紙の再利用の促進 ・封筒の再利用 ・一般廃棄物のリサイクル化 ・ペーパーレス化 	<p>全社</p> <p>目標 993</p> <p>実績 989</p> <p>差 4</p> <p>本社</p> <p>目標 1,642</p> <p>実績 1,631</p> <p>差 11</p> <p>柏原営業所</p> <p>目標 923</p> <p>実績 919</p> <p>差 4</p> <p>堺営業所</p> <p>目標 1,116</p> <p>実績 1,104</p> <p>差 12</p>	<p>g/人</p> <p>94.0%</p> <p>93.7%</p> <p>0.3%</p> <p>g/人</p> <p>95.0%</p> <p>94.4%</p> <p>0.6%</p> <p>g/人</p> <p>95.0%</p> <p>94.5%</p> <p>0.5%</p> <p>g/人</p> <p>93.0%</p> <p>92.0%</p> <p>1.0%</p>	<p>全サイトで年度目標達成</p> <p>※新年度目標達成に向けて、取り組みを継続する</p>
<p>水道水の使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水漏れチェック ・節水の呼びかけ ・洗濯はまとめてする ・雨水の有効利用 	<p>全社</p> <p>目標 0.487</p> <p>実績 0.487</p> <p>差 0.001</p> <p>本社</p> <p>目標 3.510</p> <p>実績 3.484</p> <p>差 0.026</p> <p>柏原営業所</p> <p>目標 0.360</p> <p>実績 0.357</p> <p>差 0.003</p> <p>堺営業所</p> <p>目標 588</p> <p>実績 588</p> <p>差 0</p>	<p>m³/人</p> <p>87.0%</p> <p>86.9%</p> <p>0.1%</p> <p>m³/人</p> <p>96.0%</p> <p>95.3%</p> <p>0.7%</p> <p>m³/人</p> <p>90.0%</p> <p>89.3%</p> <p>0.8%</p> <p>点</p> <p>588</p> <p>588</p> <p>0</p>	<p>全サイトで年度目標達成</p> <p>※新年度目標達成に向けて、取り組みを継続する</p> <p>※堺営業所は、常駐先から供給を受けている為、実績把握が困難な為、定性目標を設定して取り組んでいる</p>
<p>グリーン購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務用品はアスクルのグリーン商品リストマークの有る物を優先的に購入する 	<p>全社</p> <p>目標 25.8</p> <p>実績 26.6</p> <p>差 0.8</p> <p>本社</p> <p>目標 27.0</p> <p>実績 28.0</p> <p>差 1.0</p> <p>柏原営業所</p> <p>目標 24.0</p> <p>実績 24.9</p> <p>差 0.9</p> <p>堺営業所</p> <p>目標 30.0</p> <p>実績 30.9</p> <p>差 0.9</p>	<p>%</p> <p>120.0%</p> <p>123.7%</p> <p>3.7%</p> <p>%</p> <p>120.0%</p> <p>124.4%</p> <p>4.4%</p> <p>%</p> <p>120.0%</p> <p>124.5%</p> <p>4.5%</p> <p>%</p> <p>120.0%</p> <p>123.6%</p> <p>3.6%</p>	<p>全サイトで年度目標達成</p> <p>※新年度目標達成に向けて、取り組みを継続する</p>

コンサルタント業務の促進 ・取引事業者に対し 廃棄物の処分方法の改善と リサイクルの促進を コンサルタントする	全社	件			年度目標達成 ※新年度目標達成に向けて、取り 組みを継続する
	目標	8	133.3%		
	実績	8	133.3%		
	差	0	0.0%		
	本社	件			
	目標	8	133.3%		
実績	8	133.3%			
差	0	0.0%			

※ 電力二酸化炭素排出量・一般廃棄物排出量・上水使用量の分母の1人は、1年間の延実労働時間を8時間で割って出した年間労働者数を使っている。
柏原営業所と全社の延実労働時間に休憩室を使用する、常駐先従業員も含まれている。

8.環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

法的義務を受ける主な環境関連法規は次の通りである。

適用される法規	内容
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物収集運搬(特別管理)の許可。 収集運搬業許可が、同一都道府県内において、一つの政令市の区域を越えて行う産業廃棄物の収集運搬は、当該都道府県知事の許可のみで行える事になった。但し、積替え保管を伴う収集運搬については、その許可の取扱いに変更はなく、従来通り積替え換え保管を行う区域の都道府県知事・政令市長の許可が必要である。 ※改正法の施行日が2011年4月1日 優良産廃処理業者認定制度。 通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。 ※改正法の施行日が2011年4月1日 排出事業者との契約。 マニフェスト受付処理。(5年間保管) 収集運搬基準。(車両の表示・書類の携帯・収集運搬時の飛散防止) 事業者の責務。(廃棄物を自らの責任において適切に処理) 事業者の責務。(産業廃棄物処理業者から処分が困難との通知を受けた場合は必要な処置を講ずると共に、30日以内に都道府県知事に報告する。(平成23年4月1日に施行された改正廃棄物処理法)) 事業者の責務。(委託者が産業廃棄物の処理状況を確認する努力義務。(平成23年4月1日に施行された改正廃棄物処理法)) 一般廃棄物は許可を受けた業者への委託。(委託業者との契約) アスベストの収集運搬。 (他の廃棄物と混載してはならない、飛散防止、最終処分場まで直送)
自動車NOx・PM法	<ul style="list-style-type: none"> 自動車排出窒素酸化物、粒子状物質などの排出抑制に努める。 平成21年1月より対策地域で作業する車は府が交付する適合車、または経過装置対象車ステッカーを貼付。
道路交通法	<ul style="list-style-type: none"> 車両事故安全対策。 通行禁止道路通行許可。 運行計画や運転日誌の作成、安全運転の指導を行う安全運転管理者の選任。
道路運送車両法	<ul style="list-style-type: none"> 車両の定期検査。 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の運送用普通自動車は、運行記録計を備えなければならない。 車両総重量8トン以上のトラック等5台以上の使用の本拠ごとに、整備管理者の選任が必要。
自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 車の所有者(最終所有者)は、リサイクル料金の支払いと自治体に登録された引取業者への廃車の引き渡し。
下水道法	<ul style="list-style-type: none"> 下水道受入基準を超える排水を出さない様注意。
家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭や事務所から排出された家電製品から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進する。

消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・一定量以上の圧縮アセチレンガス、その他「消防活動阻害物質」を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ること。 (圧縮アセチレンガス40kg以上) ・貯蔵所及び取扱所においての、危険物の取扱は危険物取扱者の立会いが必要。 ・移動タンク貯蔵所(タンクローリー)による危険物の移動は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者(危険物取扱者免状を携帯し)を乗車させること。
高圧ガス保安法	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵においての規則に準じる。
小型家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。 ・消費者の責務は分別して排出。(平成25年度4月1日から施行)
労働安全衛生法一部改定 平成26年から平成28年6月までの間に順次施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック制度の創設 医師、保健師などによるストレスチェックの実施を事業者には義務付ける。 ストレスチェックの結果を通知された労働者に、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、適切な就業上の措置を講じなければならない。 ・受動喫煙防止対策の推進 労働者の受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする。

環境関連法規等の遵守状況を評価の結果、環境関連法規への違反はありません。

なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去5年間ありません。

訴訟もありません。

9. 代表者による全体評価と見直しの結果

- ・環境負荷の削減で現状を維持するだけでなく、少しでも削減する様に活動を継続する事。
- ・新規購入の電化製品、電気機器、車両は環境に配慮した物を優先して購入する事。
- ・弊社に合った新しい取り組みが有るか検討する事。

